

評価一覧表

	評価項目			整理番号	評価基準	配点
	大項目	中項目	項目			
価格点	申請額		樹木料の申請額	1	価格点＝(審査対象事業者の申請額／申請者のうち最高額を提示した者の申請額) ² ×価格点の配点数	100
加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	事業の基本的な方針	施業の方法	2	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したもとなっているか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	25
			自然環境への配慮	3	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関する工夫について評価する	
			安全対策	4	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	
		木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	5	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及び他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	
			国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	6	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	
		適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項	7	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する	
			事業の実施体制	企業の信頼性	同種事業の実績(過去3年間)	
	労働災害の発生頻度(過去3年間)	9			過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する	
	技術者等の能力	技術者の事業経験(過去5年間)		10	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	
		技術者等の保有資格		11	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	
	その他の実施体制	木材の安定取引の状況		12	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引の割合について評価する	
	クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	13	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する			
	地域における産業の振興に対する寄与の程度		雇用の増大	14	新規雇用の計画について評価する	31
				15	新規雇用の実績について評価する	
			作業員の地元雇用	16	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	
			本店、支店又は営業所の所在の有無	17	当該樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する	
			木材の地元利用	18	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する	
			民有林との連携	19	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する	
			災害協定等の締結	20	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において協定を締結している場合について評価する	
			防災活動に関する表彰	21	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する	
			国土緑化活動に対する取組	22	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	
			ボランティア活動の実績	23	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	
林業経営の改善に関する事項		生産性の向上	24	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案について評価する	13	
		生産量の増加	25	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)について評価する		
		技術の向上	26	現場作業職員等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等の提案について評価する		
雇用管理の改善		作業員の雇用形態	27	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	11	
		労働福祉の状況	28	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する		
		ワーク・ライフ・バランス等の推進	29	女性活躍推進法に基づく認定について評価する		
			30	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する		
31	若者の雇用について評価する					
減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	過去の事業における不誠実な行為	32	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する	-30	

評価基準表

評価項目	評価項目			整理番号	評価視点	備考	評価基準			配点			申請書該当箇所	当該評価項目に係る審査基準	
	大項目	中項目	項目				配点	得点	小計	計					
価格点	申請額		樹木料の申請額	1	価格点=(審査対象事業者の申請額/申請者のうち最高額を提示した者の申請額) ² ×価格点の配点数			100	/	100	100	100	申請様式4	第1の1(1)イ	
国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	事業の基本的な方針		施業の方法	2	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものであるか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5	/	5	5	25	申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
			自然環境への配慮	3	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理)について具体的な方法、対環境係上の配慮事項等が提示されているか)に関する工夫について評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5		5			申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
			安全対策	4	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5		3			申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
			木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	法8条の10第1項3号	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	5	運搬する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	計画・方針・目標		新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める			5	3	申請様式5-1 イ
	適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫	省令28条の9第4号		国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	6	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	計画・方針・目標	具体的な工夫が見られる(提案内容が3つ以上である)	2	/	1	2	申請様式8 2		
				国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項	7	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する	計画・方針・目標	具体的な工夫が見られる(提案内容が1つ又は2つである)	1		0		申請様式8 1		
				同種事業の実績(過去3年間)	8	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け事業者の実績を含まない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実績としてみる)	国有林における素材生産事業の元請実績がある	4		2		申請様式2 6下段	第1 1 (1)ア(イ) (第1の1(1)エ(イ))	
				労働災害の発生頻度(過去3年間)	9	過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	国有林以外での素材生産事業の元請実績又は国有林における素材生産事業の下請実績がある	2		0		申請様式2 11上段	(第1の1(1)エ(イ))	
				技術者の事業経験(過去5年間)	10	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実績としてみる)	上記の実績がない	0		4		申請様式2 7	(第1の1(1)エ(イ))	
	事業の実施体制	法8条の10第1項3号		技術者等の保有資格	11	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実績としてみる)	3人以上	/	4	4	20	申請様式2 8 (申請様式2-2)	(第1の1(1)エ(イ))	
				木材の安定取引の状況	12	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合について評価する	実績・現状 申請者の締結した協定	休業4日以上の労働災害無し		4			2	申請様式5-1 ア (申請様式5 1(1))	
				クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	13	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	休業4日以上労働災害が1~2件		2			0	申請様式5-1 エ	

大項目	中項目	評価項目		整理番号	評価視点	備考	評価基準		配点			計	申請書該当箇所	当該評価項目に係る審査基準			
		項目	項目				配点	得点	小計								
雇用管理の改善	作業員の雇用形態	27	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	実績・現状 下請けを含む		作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である	5	5	3	0	0	11	申請様式7 1 (申請様式7-1 2)	(第1の1(1)エ(イ))			
						作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である	3										
						作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である	0										
		28	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する	実績・現状 下請けを含む		従業員の全員について締結している	3	3	0	0	0	0			11	申請様式2 13 (申請様式7-1 2)	(第1の1(1)エ(イ))
						従業員の全員又は一部について締結していない	0										
						「プラチナえるぼし認定企業」である	3										
	ワークライフ・バランス等の推進	29	女性活躍推進法に基づく認定について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け事業体認定は評価しない)		「えるぼし3段階目認定企業」である	2	3	0	0	0	0	申請様式7 2 ①②	(第1の1(1)エ(イ))			
						「えるぼし2段階目認定企業」である	2										
						「えるぼし1段階目認定企業」である	1										
		30	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け事業体認定は評価しない)		「プラチナくるみん認定企業」である	3	3	0	0	0	0			申請様式7 2 ③	(第1の1(1)エ(イ))	
						「くるみん認定企業」である(新基準)	2										
						「くるみん認定企業」である(旧基準)	1										
31	若者の雇用について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け事業体認定は評価しない)		若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」であること	2	3	0	0	0	0	申請様式7 2 ④	(第1の1(1)エ(イ))					
				過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継続している	1												
				インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等若手の技術の確保・育成に取り組んでいる	1												
価格点十加算点								200	200	200			申請様式8 3				
減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	過去の事業における不誠実な行為	32	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する		過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある	-10	30	30	30					170	170	170
						過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある	-10										
						過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係るの直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある	-5										
						過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林積負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある	-5										
						上記のいずれにも該当しない	0										
合計								170	170	170							

備考

- 1: 価格点は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。
- 2: 「木材の新規需要開拓の具体性・確実性」における新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:2×4建築部材、構架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例:地元産材の活用により差別化を図る取組(銀の見える木材での家づくり等)、輸出)を指す。
- 3: 「地域における産業の振興に対する寄与の程度」の「災害協定等の締結」、「防災活動に関する表彰」、「国土緑化活動に対する取組」及び「ボランティア活動の実績」の配点は、4項目の得点の合計が4点を越えた場合は4点とする。
- 4: ワークライフ・バランス等の推進に関する指標で、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。